# Android アプリケーション使用許諾契約書

この契約書(以下、「本契約」という)は、エヌ・デーソフトウェア株式会社(以下、「弊社」という)がお客様に本約款第 1 条第 1 項で定義する本アプリを使用許諾する際の契約条件を定めます。本アプリは、弊社及びそ 

※Google、GooglePlay、Android 等は、Google その他第三者の登録商標又は商標です。会社名、システム名、製品名は一般に各社の登録商標又は商標です。なお、本文および図表中では、「™」、「®」は明記してお

#### 契約約款

#### 第1条 用語の定義

- 1. 本契約で「本アプリ」とは、本条第3項で定義するGooglePlayで弊社が頒布するソフトウェアで、お客様が保有又は管理するAndroid 端末上でインストールして使用する態様のものをいいます。本アプリは、弊社及びその他第三者に帰属する著作権及びその他の知的財産権で保護されたソフトウェアです。
- 2. 本契約で「付属ドキュメント」とは、弊社が本アプリの品質、仕様、運用方法を定めた書面(電磁的な書面も含む)をいいます。
  3. 本契約で「GooglePlay」とは、Google の運営するAndroid 向けアプリケーションソフトウェアのダウンロードサイト GooglePlay」をいいます。将来的に Google が当該ダウンロードサイトの名称を変更した場合、本契約に おける「GooglePlay」とは、変更後の当該ダウンロードサイトも指すものとします。
  4. 本契約で「Android 端末」とは、本アプリがインストールされる Android を搭載した端末をいいます。
- 5. 本契約で「連携製品」とは、本アプリに含まれない弊社のソフトウェア製品(別売)であって、本アプリとデータ及び機能の連携を行うことができるものをいいます。

### 第2条 本契約の成立

- 本契約は、お客様が本アプリを GooglePlay からダウンロードして、お客様が保有又は管理する Android 端末にインストールした時点で有効に成立するものとします。
- 1. 本実際は、本子がルインスを Googler lay パックソンド して、おき味が来行 えばき 生する Audioid 端本にコンパー かじに呼ぶ でもかっこう。 2. 本アプリは、介護サービス事業を含む 特使用することを想定しているものであり、一般消費者による使用を想定しておりません。従って、お客様と締結する本契約が消費者契約は(平成 12 年法律第 61 号) 第 2 条第 3 項の消費者契約に該当する場合、前項の場合であっても本契約は成立しないものとします。弊社は、かかる契約への該非についてお客様からの問合せに回答する義務を負いませんので、お客様にて かかる契約への該非が不明の場合は、お客様の責任と費用負担で直ちに本アプリの使用を中止し、本アプリを Android 端末から削除して下さい。
- 3. お客様は、本契約の契約約款の一部にでも同意出来ない場合は本アブリを使用することはできません。この場合、お客様は、自らの責任と費用負担で直ちに本アブリを Android 端末から削除しなければなりませ
- 4. お客様は、本契約が成立した時点で本契約の契約約款の全てに同意したものと見なされます。

## 第3条 本アプリの使用許諾条件

- 弊社は、お客様に本アプリを使用する非独占的かつ譲渡不能な権利を許諾します。
- 1. 平には、み合称にキノノクを使用する未然自由がイン酸を「中心は重要します。 2. 前項の権利には、連携製品を使用するために必要な権利は含まれません。お客様が連携製品を使用すること及び連携製品に本アプリを連携させることの許諾を受けるには、弊社又は弊社のパートナーから、連携製品のライセンス及び連携製品と本アプリを接続するための接続ライセンスをそれぞれ別途有償で取得する必要があります。本アプリは連携製品と共に使用することを目的に作成されたソフトウェアであり、連携製品との連携を行わない場合、本アプリが目的とする機能は実現できない場合があることをお客様は理解し、これに同意するものとします。
- 本アプリは、弊社が指定する型番で、かつ、弊社が指定するバージョンの Android がインストールされた Android 端末でのみ使用可能とし、弊社は次の各号に定める選択、判断及び決定を自らの裁量に基づき行う ことができるものとします。
  - ① 本アプリが対応する Android 端末の型番又は Android のバージョンの選択
  - ② 特定の Android 端末の型番文は Android のバージョンに対する本アプリの対応 可否及び対応する場合はその時期の決定 ③ 特定の Android 端末の型番文は Android のバージョンに対する本アプリの対応終了及び実施時期の決定
- 4. お客様は、本アプリを使用するために必要な準備は、お客様の責任と費用負担にて行うものとします。これらの準備には次の各号(③④は本アプリと連携製品を連携させる場合に限る)が含まれますが、これらに限
  - 本アプリが対応する Android 端末の準備

  - ② Android 端末への本アプリのインストール ③ 連携製品のライセンス及び連携製品と本アプリの接続ライセンスの取得 ④ 連携製品と本アプリの連携環境の整備
- 5. お客様は、本アプリを使用する場合、付属ドキュメントの記載内容に準拠し適正にこれを使用する義務を負うものとします。
   6. お客様は、本アプリの使用に関わり次の各号に定めた行為をしてはならないものとします。
   ① 弊社指定の動作要件を満たさない環境で本アプリを使用すること
   ② 付属ドキュメントの記載内容に反した方法で本アプリを使用すること
- - ③ 本アプリに対するリバースエンジニアリング (逆コンパイル、逆アセンブルなどを含むがこれらに限定されない)を行うこと④ 全体的、部分的を問わず、本アプリを複製、改変、翻訳又は翻案すること、ならびに本アプリの二次的著作物を作成すること。ただし、本アプリを Android 端末に適正にインストールするために発生する複製及 びAndroid 端末のバックアップを取得するために発生する複製は除外します ⑤ 全体的、部分的を問わず、本アプリを第三者(お客様の子会社及び関連会社を含む)に対して貸与、リース、レンタル、再使用許諾、再販売、又は担保設定すること

  - ⑥ 本アプリにより許諾された権利義務を第三者に譲渡すること
- ① 本アプリを使用することにより全ての非公知の情報(本アプリのコード、仕様、構造、編成等に関する情報を含むがこれらに限られない)を本契約以外の目的に使用し又は第三者に対して開示・漏洩すること 7. 弊社は、お客様が本契約に違反した場合、何らの催告又は履行の提供を行わず、本契約を直ちに失効させることができるものとします。この場合、お客様は、自らの責任と費用負担で直ちに本アプリを Android 端 未から削除しなければなりません。尚、弊社が本項の定めに基づき本契約を解除したことに起因して、お客様又は第三者が損害を被った場合であっても、弊社は何らの責任も負わないものとします。

# 第4条 パージョンアップ

- 1. 弊社は、不具合改修、機能及び性能の変更、法令改正への対応等を目的として本アプリのバージョンアッププログラムを作成した場合は、GooglePlay に掲載しますが、お客様に対する個別の通知を行う義務は負 わないものとします
- 2. お客様が本アプリのバージョンアッププログラムを使用する場合、お客様が自らの責任と費用負担にて GooglePlay からバージョンアッププログラムをダウンロードして Android 端末にインストールするものとします。
- 3. 弊社は、バージョンアッププログラムの提供時期、提供内容等の選択、判断及び決定を自らの裁量に基づき行うことができるものとします。本アプリに不具合が発見された場合、弊社はできるだけ速やかに本アプリの不具合を改修するよう努めるものとしますが、バージョンアッププログラムの提供及びその時期を約束するものではありません。また、弊社はバージョンアッププログラムの提供を、本アプリの連携製品のサポートを ※ 終了する時点をもって終了できるものとします。 4. バージョンアッププログラムの提供は、次の各号を前提として行われるものとします。
- - ① バージョンアッププログラムは、お客様の問題を必ず解決もしくは改善することを約束するものではないこと
  - ② バージョンアップに伴い、本アプリの性能、機能、動作又は画面が変更されることがあること ③ バージョンアップに伴い、本アプリの名称が変更されることがあること

  - ④ バージョンアップに伴い、本アプリの動作要件(ハードウェア/ソフトウェア)が変更されることがあること

# 第5条 知的財産権

- 1. 本アンリス、弊社及びその他第三者に帰属する著作権及びその他の知的財産権で保護されたソフトウェアです。本契約はお客様に本アプリを使用許諾する契約であり、本アプリに関するこれらの知的財産権を譲 渡、承継又は移転する契約ではありません。本アプリに関する知的財産権がその一部であっても、本契約により当該知的財産権がお客様に譲渡、承継又は移転されることはありません。 2. 弊社は、本契約に基づきお客様に本アプリを使用許諾するための適正な権利を有することを保証します。

# 第6条 保証及び責任の限定

- 弊社は、本契約に明記されたものを除き、本アプリに関する何らの責任も負わないものとします。お客様は自らの責任と費用負担で本アプリを使用するものとし、仮に本アプリに不具合が発見され、その不具合に起 因してお客様に損害が発生した場合であっても、弊社はお客様に発生した損害について何らの賠償責任も負わないものとします。 2. 弊社は、本アプリの実行結果として提供される情報の正確性・完全性・特定の目的に対する適合性、又は本アプリの Android 端末上での正常動作性もしくは機能性を含む、本アプリについてのいかなる保証もしな
- いものとします。尚、本アプリが翻訳を行うアプリである場合は、本アプリはお客様による翻訳業務を補助する目的で提供されるものであり、翻訳結果について、弊社がその正確性・完全性・特定の目的に対する適 合性を保証するものではありません。これらの確認はお客様の責任と費用負担により行うものとします。

# 第7条 準拠法及び管轄裁判所

- 1. 本契約は、日本国の法律をその準拠法とします。 2. 本契約に関して紛争が生じた場合には、訴額に応じて、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

# 第8条 その他

- 1. 本契約の契約約款を変更する場合は、弊社が事前に適切と判断する方法により、お客様に変更後の契約約款の確認を求めます。尚、弊社がかかる確認依頼を弊社がお客様に事前に指定したインターネット上の サイトへの掲載等で行う場合、お客様に対する通知をせずとも、お客様が当該掲載内容にアクセスできる状態にした時点でお客様にかかる求めを行ったものと見なされるものとします。この場合、弊社が通知する期 間内にお客様が弊社に異議申立をしない限り、お客様は契約約款の変更に異議なく同意したものと見なされ、その時点から本契約の契約条件は、変更後の契約約款に基づくものとします。
- 2. 本契約の解釈に相違がある事項、又は本契約の定めなき事項は、弊社とお客様の協議の上、決定するものとします。

# この契約約款は、令和2年8月20日から実施します。